一般社団法人日本バトン協会　臨時理事会議　議事録概要

日　　時　　2021 年 5 月 6 日（木）　11：00～12：00

場　　所　　一般社団法人日本バトン協会　会議室

出席者名　　杉浦紀子、和田昌美 Web
稲田麻衣子 Web、内田圭子、奥山達也 Web、戸田里美、
松田　淳 Web、松原茂登樹 Web
欠席者名　　土屋素明
議　　長　　杉浦紀子
議事録作成人　事務局
議事録署名人　奥山達也、内田圭子

議題１　WBTF からの審議事項について

【審議事項】国内大会におけるアンケート調査について、以下の通り日本からの回答を提出することとした。

１　オンライン大会について国内の選手やコーチに詳細を直接知らせるにはどのような方法が良いですか。
回答：「協会の公式ウェブサイトにて告知」

２　今年度中、バーチャル大会を国内で実施する予定はありますか。
回答：「なし」

~~３　「はい」と答えた方に質問です。~~
~~ａ　オンライン大会の日程は?~~
~~ｂ　オンライン大会ではどの種目を実施しますか?~~
~~ｃ　どの様なフォーマットですか（動画の事前提出又はライブ演技）?~~

４　今年度中に実際の大会（通常開催）を実施する予定はありますか?
回答：「はい」

５　「はい」と答えた方に質問です。
ａ　大会の日程は?
回答：「2021 年 12 月全国大会、2022 年 3 月全日本選手権大会」
ｂ　どの種目を実施しますか?
回答：「団体種目、個人種目全般」

【審議事項】ＷＢＴＦオンライン大会について以下の通り日本からの回答を提出することとした。

１　当初我々は WBTF 加盟国の選手だけではなく、全ての選手を対象とする方向で検討していました。WBTF の活動普及を目指しての事ですが、今でも会員以外の選手も対象とすべきと考えていますか?
回答：「５月１日の WBTF 臨時ボード会議にて、WBTF 加盟者のみと決定済み。」

２　選手のレジストレーション（参加申し込み）について：申し込み方法はどのようにすべきとお考えですか?

a　加盟国協会が全ての申し込みを取りまとめ、エントリー料を選手から徴収し、取りまとめた参加申込書とエントリー料を WBTF に提出する。

b　参加を希望する選手は各自、直接 WBTF に対し参加申し込みとエントリー料の支払いをする。

c　上記、両方の方法を提供する。加盟国によってはエントリーに関する責任を負いたく無い国もある。

回答：「a」

3　全ての選手に対して参加証明（インターナショナルカップのように）を授与すべきですか?

回答：「はい」

「はい」の場合、自国から出場した選手宛に電子メールで参加証明を送信する事が出来ますか（電子メールで各国に配信します)。

回答：「はい」

4　各年齢部門、上位 10 名に対し順位を示す表彰状を授与すべきですか（インターナショナルカップのように）?もし年齢部門が 7 名以下の場合、上位 5 名のみに表彰状を授与すべきですか？

回答：「はい」

「はい」の場合、自国から出場した選手宛に電子メールで参加証明を送信する事が出来ますか（電子メールで各国に配信します)。

回答：「はい」

5　オンライン大会では 1 部門につき何名の審査員で審査すべきですか?

回答：「３」

6　出場選手にスコアシートを配布すべきですか?(注意:大会結果はウェブ上で掲載されます)

「はい」の場合、自国から出場した選手宛に電子メールでスコアシートを送信する事が出来ますか（電子メールで各国に配信します)。

回答：「はい」

7　オンライン大会は今秋実施する必要があると思いますか

回答：「いいえ」

【報告事項】WBTF 審議事項１：2022 年世界選手権大会の年齢区分について

2021 年 4 月 30 日開催の臨時理事会において承認された年齢区分である＜提案２＞を日本での承認事項として、ボードより投票することとした。

提案２：ユース 12 歳から 17 歳・ジュニア 18 歳から 19 歳・シニア 20 歳以上

【審議事項】WBTF 審議事項２：WBTF オンラインインターナショナルカップについて

開催時期等の詳細を更に検討していただく旨を別途報告することを前提に、＜実施への賛成＞を日本での承認事項として、ボードより投票することとした。

【審議事項】WBTF 審議事項３：バーチャル大会について

音楽著作権の問題について、改めて提起することを前提に、＜実施への賛成＞を日本での承認事項として、ボードより投票することとした。

【報告事項】音楽著作権について
事務局より JASRAC と協議し、海外での取組みにおける著作権について審議し、報告できる内容の書面を作成する旨の報告があった。

【報告事項】WBTF グランガラ・ショーについて
2021 年 5 月 10 日の理事会において再度審議を行うこととした。